

# 伊豆の国市江間地区ほか公共下水道整備事業

## 募 集 要 項

令和元年 7 月

静岡県伊豆の国市

## 第1章 募集要項の位置づけ

伊豆の国市江間地区ほか公共下水道整備事業募集要項（以下、「募集要項」という。）は、伊豆の国市（以下、「本市」という。）が「伊豆の国市江間地区ほか公共下水道整備事業」（以下、「本事業」という。）をDB（Design Build）方式により実施し、公募型プロポーザル方式を用いて募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下、「応募者」という。）を対象に交付するものである。

なお、募集要項と実施方針に相違がある場合は、募集要項に規定する内容を優先する。

また、以下の文書は募集要項と一体のものである。

- (1) 要求水準書
- (2) 事業者選定基準
- (3) 提出書類作成要領及び様式集
- (4) 基本協定書（案）
- (5) 業務委託契約書（案）
- (6) **建設**工事請負契約書（案）

## 第2章 事業の目的及び内容

### 2-1. 事業の目的

本市では、平成28年度に策定した「伊豆の国市污水处理施設整備構想」に基づき、令和8年度までに污水处理施設整備の概成を目標に掲げており、今後の下水道未普及解消にあたってはPPP/PFI手法を積極的に活用した事業の推進を図っていく方針である。

この手法を用いた全体の整備予定面積は約128.8haであり、このうち今回の事業は、江間地区ほかを対象とした約62.5haを予定している。

また、平成27年度に「先導的官民連携支援事業」に採択されてから、官民連携事業による下水道未普及地域の解消を目指し、平成29年度には「伊豆の国市官民連携事業（PPP手法）導入事前調査業務」（以下「過年度業務」という。）において、事業手法や事業効率性の検討および民間事業者の参入意向調査等、事業の導入における基本的な検討を行ってきた。

この事業の実現及び未普及地域の早期解消に向けた手法として、民間事業者（以下「事業者」という。）の優れた企画力・技術力を活用し、効果的に下水道整備を実施するPPP手法を導入することで、従来では成し得なかった事業量の実施が可能となり、早期に目標を達成できるものと考えている。

また、地元企業の参画により、地域経済の活性化に資することを期待するものである。

### 2-2. 事業名称

伊豆の国市江間地区ほか公共下水道整備事業

### 2-3. 管理者の名称

伊豆の国市長 小野 登志子（以下「管理者」という。）

基づき組成を行うこととする。

なお代表企業については、建設企業の代表企業をもって応募を行うこと。

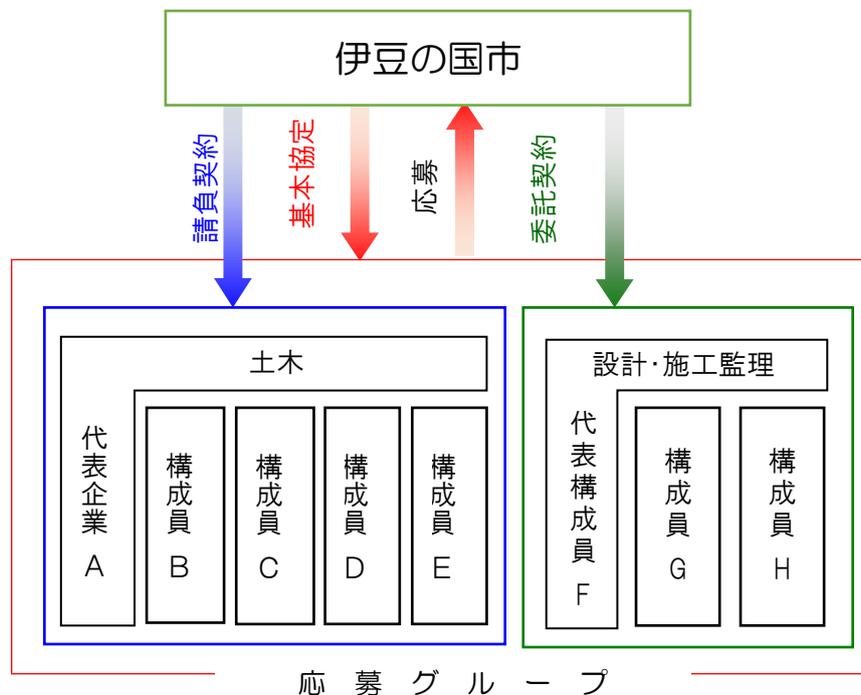


図 3-1 想定事業スキーム

### 3-3. プロポーザル応募に関する手続き

#### (1) 募集要項に関する質問の受付・回答

募集要項に関する質問を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：令和元年7月 ~~8~~16日（~~火~~）～令和元年7月 ~~22~~29日（月）午後5時まで
- ② 受付方法：別紙 1-1～1-7「募集要項に関する質問書」に記入のうえ、P.12 記載の担当へ電子メールでの提出とし、電話等による問い合わせには応じない。
- ③ 回 答：令和元年8月13日（火）に本市ホームページにおいて公表する予定である。  
なお、質問への回答は質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関係し、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表するものとする。

#### (2) 資料の閲覧及び貸出し

「伊豆の国市公共下水道事業計画作成（変更）等業務 平成29年度 報告書【管渠基本設計】」の閲覧及び貸出しを、以下のとおり行う。閲覧及び貸出しを希望するものは、事前にP.12 記載の担当窓口へ連絡すること。

- ① 閲覧及び貸出し期間：令和元年7月16日（火）～令和元年7月29日（月）（土曜日、日曜日 ~~及び祝日~~を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- ② 閲覧及び貸出し場所：P.12 記載の担当窓口

## 第4章 応募者の備えるべき応募資格要件

#### 4-1. 応募者に必要な資格

応募者の構成員の資格要件は次のとおりとし、応募資格審査書類の提出期限の最終日（以下、「応募資格要件確認基準日」という。）から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていない者。また、伊豆の国市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。直近 1 年間に事業税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

##### (1) 設計企業に必要な資格要件

###### 【代表構成員のみを対象】

- ① 設計企業の代表構成員は、次のいずれかの要件を満たす者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験のうち、技術部門を上下水道部門（選択科目は「下水道」）とするもの、又は総合技術監理部門（選択科目は「上下水道一般—下水道」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条に規定された資格を有するものとし、応募者と、本業務に係る応募資格審査書類の受付を行う日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。

また、水道管の移設設計においては、設計担当者として技術士（総合技術監理部門（上水道及び工業用水道）、上下水道部門（上水道及び工業用水道））または RCCM 資格者（上水道及び工業用水道）の資格を有したものを配置**す**ること。

###### 【全ての構成員を対象（代表構成員、その他構成員）】

- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和元・2 年度において、本市の競争入札参加資格を有し、建設コンサルタント登録規程に基づく、「下水道」及び「上水道及び工業用水道」に登録されている者。  
なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者は除く。
- ④ 募集要項の公表日現在、静岡県内に本社または営業所等を有し、本市の競争入札参加資格の認定を受けていること。
- ⑤ 静岡県内の地方公共団体が平成 21 年 4 月 1 日から**資格審査申請書の提出期限の最終日**応募資格要件確認基準日までの間に発注した下水道管渠布設の実施設計業務を元請として完了し、成果品を引渡し済の実績を有すること。
- ⑥ 本業務を行うにあたって、許可業種に関わる国家資格を有する監理技術者又は主任技術者を配置可能なこと及び資機材等を確保することができること。
- ⑦ 施工監理時は、次のいずれかの要件を満たす者を管理技術員として配置できること。技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験のうち、技術部門を上下水道部門（選択科目は「下水道」）とするもの、又は総合技術監理部門（選択科目は「上下水道一般—下水道」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条に規定された資格を有するものとし、応募者と、本業務に係る応募

資格審査書類の受付を行う日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。

水道管の移設工事においては、水道法施行規則第9条に規程された資格を有する者を配置すること。

- ⑧ 施工監理実施時に工事などにおいて問題が発生した場合、設計企業でトラブルの回避や問題解決が可能な人員が概ね3時間以内に現地にて対応が可能であること。
- ⑨ 設計業務の管理技術者と施工監理技術者は、工期の重複を想定していることから、原則として兼ねることはできない。ただし、提案により工期が重複しない場合には、兼ねることを認める。

## (2) 建設企業に必要な資格要件

### 【代表企業のみを対象】

- ① 本市の認定において、平成31年4月19日付け建設工事格付通知書の土木一式工事A等級に格付けされていること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定に基づく土木一式工事の特定建設業の許可を有すること。

### 【全ての構成員を対象（代表企業、その他構成員）】

- ③ 発注工事の工種に対応する登録項目について単体の有資格業者であること。
- ④ 静岡県内において、地方公共団体発注による下水道管渠布設建設工事の元請けの施工実績を有すること。  
(平成21年4月1日から資格審査申請書の提出期限の最終日応募資格要件確認基準日までの期間)
- ⑤ 許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上あること。
- ⑥ 許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置可能であること。
- ⑦ 発注工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。
- ⑧ 本市において、令和元年度における「建設工事」の競争入札参加資格の認定を受けた業者であること。
- ⑨ 本社又は営業所の所在地が本市内にあり、かつ、設立あるいは設置から5年以上経過していること。
- ⑩ その他市長が必要と認める要件を満たしていること。
- ⑪ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者は除く。

## 4-2. 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成員が、応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日までの間、4-1.に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

- ① 代表企業が資格要件を喪失した場合

## 9-2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業は下水道事業に係る国の交付金対象施設であるため、設計・建設業務の対価の項目に示すサービス購入料の一部に、交付金を充てることを想定している。したがって、事業者は本市が行う交付金申請業務等に協力するとともに、会計検査への対応に協力すること。

## 9-3. その他の支援に関する事項

本市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて事業者への協力をを行う。

## 第10章 契約に関する事項

### 10-1. 契約手続き

#### (1) 契約の条件

優先交渉権者と本市は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

#### (2) 契約の解除

優先交渉権者が4-2に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、本市は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、4-2②において、新たに管理者へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成員の役割分担の変更、又は構成員の追加を本市が認めた場合は、この限りではない。

### 10-2. 契約の枠組み

#### (1) 事業契約の概要

本事業を遂行するために、本市と設計企業は、詳細設計及び施工監理の複数年業務を一括契約として締結する。

詳細設計完成後に算出された実施設計工事額に対し、提案書類に示された工事額と見積上限価格との率を踏まえた工事額により、建設企業との複数年工事を一括契約として本市と締結する。

#### (2) 対象者

業務委託契約は、設計企業

工事請負契約は、建設企業

## 建設工事請負契約書（案）に関する質問書

「伊豆の国市江間地区ほか公共下水道整備事業」の建設工事請負契約書（案）について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	E メールアドレス	

No.	見出し符号			項目名	内容
	頁	章	節		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

様式第6号（第10条関係）

伊国下水第 号  
年 月 日

（共同企業体の名称を記入）特定建設工事共同企業体  
代表企業 商号又は名称

様

伊豆の国市長

### 構成員の脱退等に対する特定建設工事共同企業体の措置内容不承認通知書

年 月 日付けをもって報告を受けた構成員の脱退等に伴う措置内容について、下記理由により非承認としましたので、通知します。

#### 記

#### 1. 措置の対象とされた工事

- (1) 工事の名称：（工事の名称を記入）
- (2) 工 期：
- (3) 請負代金額：¥

#### 2. 報告を受けた措置の内容

#### 3. ~~非~~承認とした理由

#### 4. その他

（当該~~非~~承認により生じる措置請求内容（契約解除等）等を記載する。）